

退職互助部だより

一般財団法人 山口県教職員互助会

〒753-8501 山口市滝町1-1

教育政策課 福利・給付班内 (県庁13階)

(TEL)083-933-4777 (FAX)083-933-4589

(ホームページアドレス) <https://yamakyogo.jp>

事務局からのお知らせ・お願い

会員のみなさんで「地区集会」に行きましょう！

★詳細は13ページをご覧ください。日程や昨年度の様子を掲載しています。

懐かしい先生と再会し、
楽しい時間を過ごせました

レクリエーションの時間が
毎年の楽しみです



事務局職員の
事業説明を直接聞けて、
理解が深まりました

● 訃報連絡をお願いします！

葬儀の際に献花をお供えしますので、各地区の委員さん(P14)や役員さんに、連絡をお願いします。

● 転居先不明者が増えています！

住所変更をされた方は、必ず互助会事務局へ連絡してください。

●●● 目次 ●●●

○ 事業一覧	… 1	○ 長寿祝品の贈呈について	… 12
○ 療養補助金について	… 2~4	○ 令和6年度地区集会のご案内	… 13
○ 名秀作展一覧表	… 5	○ 地区集会の様子(光熊毛地区編)	… 13
○ 入館補助券	… 6~7	○ 退職互助部運営委員名簿	… 14
○ 陳情書名のお願い (9/17 締切)	… 8~9	○ 葬儀の際の割引について	… 14
○ 人間ドックのご案内 (6/21 締切)	… 10~11	○ 会員の広場	… 15~16
○ 入院見舞金について	… 12	○ お知らせコーナー	… 17
		「TGJ傷害保険」のご案内 等	

< 互助会ホームページについて >

■ アドレス <https://yamakyogo.jp>

■ ユーザーID hukuri ■ パスワード kousei

※ 会員のページに入るためには、「ユーザーID」と「パスワード」が必要です。

※ 「療養補助金交付申請書」「入院見舞金請求書」もダウンロードできます!!

退職互助部の事業概要一覧

※ご自身の会員区分（新、旧）をご確認ください。

R5.3.31以前の退職者	R5.4.1以降の退職者
(旧) 制度会員	(新) 制度会員

	事業名	事業内容	旧制度会員			新制度会員		申請要否
			特別会員	加入配偶者	遺族会員※	特別会員	配偶者会員	
給付事業	療養補助金	対象年齢：55～85歳に達する日の前日までの間 給付額：保険適用分の自己負担相当額から、2,000円を控除した額に80%を乗じた額（100円未満切捨）	/			○	○	要
		対象年齢：75歳に達する日の前日までの間 給付額：保険適用分の自己負担相当額から、特別会員は2,000円、加入配偶者及び遺族会員は3,000円を控除した額に80%を乗じた額（100円未満切捨）	○	○	○	/		
	入院見舞金	75歳から85歳に達する日の前日までの間に5日以上入院したとき、入院初日から1日につき1,000円を給付（年度内14日を限度）	○	-	-	/		要
	埋葬料	退職会員となった日から4年以内に死亡した場合に給付（20,000～100,000円）	/			○	○	要
		退職会員となった日から3年以内に死亡した場合に給付（30,000～70,000円）	○	-	-	/		
	退会給付金	退職会員となった日から20年以内に退会を希望した場合に給付（10,000～100,000円）	/			○	○	要
長寿祝品の贈呈	米寿及び白寿に該当する場合、記念品料を贈呈（米寿20,000円、白寿30,000円）	○	-	-	○	○	-	
福利厚生事業	地区活動運営費助成	会員相互の親睦と交流を図るために開催される地区集会等の地区活動に要する経費の一部を補助	○	-	○	○	○	-
	退職互助部だよりの発行	各種事業の周知を図るため、年1回会報誌を発行（毎年4月下旬発行）	○	-	○	○	○	-
	グループ補助	親睦を図るために構成されたグループや趣味の会に対し補助（構成人員に応じて10,000円～50,000円）	○	○	○	○	○	要
	セントコア山口宿泊補助	セントコア山口に宿泊した場合、1人一泊につき2,000円補助（3連泊を限度） ※共済組合の宿泊補助との併用不可（共済の補助優先）	○	○	○	○	○	-
	献花の贈呈	葬儀の際、花環又は生花をお供えする。お供えができなかった場合は、献花料相当額（13,000円）を遺族へ送金	○	○	○	○	○	要
	災害見舞金	被災した場合に見舞金を給付（災害の程度により10,000～50,000円）	○	-	○	○	○	要
	人間ドック補助	指定する検診機関で人間ドックを受けた場合、補助（泊ドック10,000円、日帰りドック5,000円）	○	-	-	○	○	要
	名秀作展入館補助	指定する展覧会の入館料を補助（入館料の60%程度 限度額400円）	○	○	○	○	○	-
保険	TGJ傷害保険	職場、結婚、法律、経済、その他一身上の問題等に2名の相談員が相談に応じる。 また、登録制によるお見合い事業も実施（内容によっては、顧問弁護士による相談も可能）	○	○	○	○	○	-
		日常生活におけるさまざまなケガや携行品損害を補償する傷害保険の取扱い（加入時期：通年、保険料：年2回口座振替）	○	○	○	○	○	要

※旧制度会員の遺族会員について：特別会員が死亡した場合、加入配偶者が遺族会員に変更となる。

療養補助金について

疾病又は負傷により医療機関で診療を受けたとき、医療費の補助として療養補助金を給付します。

< みなさまへのお願いとお知らせ >

◎ **R6年6月受付分から、事務作業及び郵送料軽減のため、原則、領収書の返還は行いません。**（点数不足等の場合も同様）領収書が必要な方はコピーでの申請にご協力ください。

よろしくお祈りします



◎ 確定申告時は早めに金額が知りたい方も多いかと思いますが、処理件数が多いため、**給付概算額をお答えしていません。**申し訳ありませんが、ご理解の程よろしくお祈りします。

◎ 同一月同一機関の追加給付はできません。同一月の申請は、全て出揃って送付してください。

1. 概要

区分	旧制度 (R5年3月31日以前の退職者)	新制度 (R5年4月1日以降の退職者)																										
対象者	特別会員、加入配偶者、遺族会員	特別会員、配偶者会員																										
対象年齢	対象者それぞれが、75歳になるまで (75歳の誕生日の前日受診分まで)	対象者それぞれが、55歳から85歳になるまで (85歳の誕生日の前日受診分まで)																										
申請単位	1か月1医療機関1診療科ごと （院外薬局も一つの医療機関として取り扱います。） ○同じ病院の同一月の診療であっても、入院・外来は別々での計算 ○複数の医療機関の処方箋を、一つの薬局で受け取った場合、処方医療機関ごとの計算 ○月の途中で加入している健康保険が変わった場合、各健康保険ごとの計算																											
給付額	申請単位ごとの窓口負担額から、 特別会員は2,000円、加入配偶者・遺族会員は3,000円を控除し、80%を乗じた額 (100円未満切捨) ※ 令和3年9月診療分までは、特別会員は2,300円、加入配偶者・遺族会員は3,300円を控除した額	申請単位ごとの窓口負担額から、 特別会員・配偶者会員ともに2,000円を控除し、80%を乗じた額 （100円未満切捨）																										
	(例) A病院 令和6年4月受診、特別会員（3割） $1,600\text{点} (1\text{点}:10\text{円}) \times 3\text{割} (=4,800\text{円}) - 2,000\text{円} \times 80\% = 2,200\text{円}$ 給付（100円未満切捨）																											
対象点数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特別会員</th> <th>加入配偶者 遺族会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3割</td> <td>709点以上</td> <td>1,042点以上</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>1,063点以上</td> <td>1,563点以上</td> </tr> </tbody> </table> ※令和3年9月診療分まで <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特別会員</th> <th>加入配偶者 遺族会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3割</td> <td>800点以上</td> <td>1,134点以上</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>1,200点以上</td> <td>1,700点以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	特別会員	加入配偶者 遺族会員	3割	709点以上	1,042点以上	2割	1,063点以上	1,563点以上	区分	特別会員	加入配偶者 遺族会員	3割	800点以上	1,134点以上	2割	1,200点以上	1,700点以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特別会員 配偶者会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3割</td> <td>709点以上</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>1,063点以上</td> </tr> <tr> <td>1割</td> <td>2,125点以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	特別会員 配偶者会員	3割	709点以上	2割	1,063点以上	1割	2,125点以上
区分	特別会員	加入配偶者 遺族会員																										
3割	709点以上	1,042点以上																										
2割	1,063点以上	1,563点以上																										
区分	特別会員	加入配偶者 遺族会員																										
3割	800点以上	1,134点以上																										
2割	1,200点以上	1,700点以上																										
区分	特別会員 配偶者会員																											
3割	709点以上																											
2割	1,063点以上																											
1割	2,125点以上																											
	※ <u>健康保険適用外</u> （健康診断、人間ドック、予防接種、差額ベット代、文書料、はり・きゅう等）の費用は、 <u>給付対象外</u>																											

2. 申請が必要な場合、不要な場合 (ご加入の健康保険によって異なりますので、下表によりご確認ください。)

	特別会員・配偶者会員	(旧制度) 加入配偶者・遺族会員
申請必要	<input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合ではない</u> <small>(国民健康保険、全国健康保険協会、私学共済組合、企業の健保組合等)</small> <input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合</u> ・現職会員の被扶養者 ・現職会員ではない臨時的任用職員等(本人、被扶養者)	<input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合ではない</u> <small>(国民健康保険、全国健康保険協会、私学共済組合、企業の健保組合等)</small> <input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合</u> ・現職会員ではない臨時的任用職員等(本人、被扶養者)
不要	<input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合</u> ・現職会員(本人) ・任意継続組合員(本人、被扶養者)	<input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合</u> ・現職会員(本人、被扶養者) ・任意継続組合員(本人、被扶養者)

※ 現職会員には、フルタイム再任用職員、互助会に加入している臨時的任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の者を含みます。

※ 申請不要の場合は、受診月から3か月後に指定口座へ送金します。(自動給付)

3. 申請方法

「療養補助金交付申請書」に必要事項を記入し、**領収書のコピー**を添付して申請してください。

- 「療養補助金交付申請書」は**新様式を使用してください**。(ホームページからもダウンロード可)
- 記入方法については、記入例(様式裏面)に基づき記入してください。**申請印は不要**です。
- **1か月1医療機関1診療科を1単位とし、1枚で2単位まで申請できます**。

<申請書下欄>

各保険者・各医療機関・各調剤薬局の方へ (お手数ですが上記療養者に係る診療報酬内訳(健康保険適用分)の証明をお願いします。)	医療機関名 又は調剤薬局名		
	診療科		
	受診年月	令和 年 月 (外来・入院)	令和 年 月 (外来・入院)
	区分		
	療養費総点数	1単位 点	1単位 点
	患者負担割合	割	割
	法定給付(保険者負担)	円	円
	高額療養費	円	円
	令和 年 月 日		
	保険者 又は医療機関 又は調剤薬局 (電話番号)	()	()

違う病院でも、2か月までなら
1枚で申請できます!

例えば、**1枚で申請できるのは**

- ・ 2つの病院(2つの薬局)のそれぞれ1か月分
- ・ 同一病院(同一薬局)の2か月分
(連続月でなくても可)
- ・ 同一病院の入院と外来のそれぞれ1か月分

- 領収書はホッチキス止めやのりづけはしないでください。
- 申請書に病院、薬局、国保の窓口で証明を受けての申請も可能です。(証明手数料は給付対象外)

4. 締切日、送金日、申請期限

- ・ 締切日 : 毎月月末(必着) (休日の場合はその前日)
- ・ 送金日 : 翌月の末日 (休日の場合は前営業日)
- ・ 申請期限 : 受診月から3年 (例) R3年4月受診分は、R6年4月末事務局必着

5. 口座振込明細書・通知書

※ 給付は毎月ありますが、通知書の送付は年2回です。

通知書送付月	対象となる明細
毎年8月	3月～8月 給付分
毎年2月	9月～2月 給付分

【注】

送付月以外の送付や給付概算額についてのお知らせはできませんので、ご注意ください。

6. 加入されている健康保険へ、事前に手続きが必要な場合

次の場合は、先に加入されている健康保険での手続きを終えてください。
 手続きをされると、数か月後にご加入の健康保険から「支給決定通知書」が送付されますので、互助会へは書類が届いた後、申請してください。



コルセット・ギブス等の治療用装具を用いた場合の互助会への提出書類

- ① 療養補助金交付申請書
- ② 業者の領収書（コピー可）
- ③ 健康保険から送付される支給決定通知書（コピー可）

詳しくは、加入されている健康保険（国保や協会けんぽ等）へ直接お尋ねください。

高額療養費に該当した場合の互助会への提出書類

自己負担限度額を超えた場合、超えた額はご加入の健康保険から高額療養費として支給されますので、本会は自己負担限度額までの額に対して補助します。

区 分	互助会への提出書類
窓口で自己負担限度額を超えた額を支払った場合	① 療養補助金交付申請書 ② 医療機関の領収書のコピー ③ 健康保険から送付される支給決定通知書（コピー可）
「限度額適用認定証」を提示した場合	① 療養補助金交付申請書 ② 医療機関の領収書のコピー

（注）「限度額適用認定証」を提示した場合でも、他の医療機関や薬局の自己負担額と合算して高額療養費の対象となる場合等は、③の支給決定通知書が必要です。

7. 申請の際の注意事項

○ 月の途中で治療が終わっても、翌月提出してください。

1か月1医療機関1診療科ごとの合計を基準としていますので、月の途中で治療が終わっても翌月以降に申請してください。同一月同一機関の追加給付はできません。

○ 領収書をコピーされる際、次の点にご留意ください。

- ・ 同一月・同一医療機関の領収書は、まとめて重ならないようにコピーしてください。（縮小可）
- ・ 両面コピーではなく、片面コピーをしてください。

○ 領収書の記載事項をご確認ください。

必要な項目：①受診機関、②患者氏名、③受診年月、④医療点数（総医療費）、⑤負担割合

○ 診療明細書の添付は不要です。

領収書に医療点数（総医療費）の記載がない場合は添付してください。

8. その他のお知らせ

○ 確定申告で医療費控除の適用を受ける場合、療養補助金は「その年中に支払った医療費の額」から差し引くことになります。

○ 確定申告時は早めに金額が知りたい方も多いと思いますが、処理件数が多いため、給付概算額をお答えしていません。申し訳ありませんが、ご理解の程よろしく願います。

○ ホームページをリニューアルし、給付明細が閲覧できるようになります。詳細はP17のこちらの記事をご覧ください。

ホームページをリニューアルし、給付明細が閲覧できるよう作業を進めているところです！！

社会全体でデジタル化が推奨されている昨今、多様なニーズに対応するためホームページをリニューアルのうえ、新たに会員専用サイトを構築し、各自で給付明細が閲覧できる仕組みを令和6年12月頃導入予定です。これにより、紙による送金通知書は停止いたしますが、当面、令和7年8月送付分までは並行して行います。
 会員専用サイトへのログイン方法等、詳細については決まり次第お知らせします。

年度	R6年度												R7年度									
処理月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
明細送付	R6.8																					停止
備考																						Web明細閲覧可能（R6.12以降）

予定

令和6年度 名秀作展一覧表

- 「入館補助券」を1枚ずつ切り取って各施設へお持ちください。
- 補助対象者は、旧制度の会員・加入配偶者・遺族会員、または、新制度の会員・配偶者会員です。



4月に開催される展覧会には、前年度の入館補助券が使えます!

※ 新年度分の「補助券」が届くまでは、前年度分の「補助券」をご使用ください。

(単位：円)

	展覧会名	会期	観覧料		補助額		自己負担額	
			一般	70歳以上	一般	70歳以上	一般	70歳以上
山口県立美術館 083-925-7788	奈良大和路のみほとけ —令和古寺巡礼—	4/12 ~ 6/9	1,700	1,500	400	400	1,300	1,100
	没後50年 香月泰男のシベリア・シリーズ	7/4 ~ 8/25	1,200	1,000	400	400	800	600
	超絶技巧、未来へ! 明治工芸とそのDNA	9/12 ~ 11/10	1,500	1,300	400	400	1,100	900
	第77回山口県美術展覧会	2/27 ~ 3/16	500	無料	300	0	200	0
山口県立 山口博物館 083-922-0294	「大解剖! からくりワールド」	7/26 ~ 8/25	1,000	650	400	400	600	250
山口県立萩美術館・ 浦上記念館 0838-24-2400	古伊万里のモダン —華麗なるうつわの世界—	4/27 ~ 6/23	1,200	900	400	400	800	500
周南市美術博物館 0834-22-8880	宮西達也の世界 ミラクルワールド絵本展	6/28 ~ 9/1		1,200		400		800
	谷川俊太郎 絵本★百貨店	9/27 ~ 11/24		1,300		400		900
			観覧料		補助額		自己負担額	
			土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日
下関市立美術館 083-245-4131	菊舎 旅と友を愛したひと —旅編—	6/7 ~ 7/15	500	400	300	250	200	150
		下関市に居住 する65歳以上	250	200	150	150	100	50
	青池保子 Contrail 航跡のかがやき	8/31 ~ 10/14	1,400	1,200	400	400	1,000	800
		下関市に居住 する65歳以上	700	600	400	400	300	200
グライズデール・アーツと下関 —ライフパーク/ 人生という芸術の肖像	2/15 ~ 3/23	1,000	800	400	400	600	400	
	下関市に居住 する65歳以上	500	400	300	250	200	150	

※ 各施設とも展覧会名称、観覧料等が変更される場合があります。予めご了承ください。